

群馬県版 土砂災害警戒避難ガイドライン

(市町村マニュアル作成の手引)



平成 26 年 5 月

平成 29 年 7 月改定

群馬県県土整備部砂防課

はじめに

1. 背景

近年、台風や集中豪雨により全国各地で毎年約 1,000 件の土砂災害が発生し、多くの人命が失われています。これら土砂災害に対する警戒避難体制の課題として、①避難勧告等の発令が災害発生に間に合わない場合がある、②避難勧告等が発令されても避難する住民が少ない、③避難場所が土砂災害によって被災、④要配慮者の被災比率が高い、等が挙げられています。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」)」が平成 13 年 4 月に施行され、市町村は土砂災害警戒区域等の指定区域において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を市町村地域防災計画に定めることとなっています。さらに、近年全国で甚大な被害を伴う土砂災害が発生していることを踏まえ、平成 27 年 1 月 18 日に土砂災害防止法が改正されました。

以上のような背景から、国土交通省は「土砂災害警戒避難ガイドライン(以下「国交省ガイドライン」)(平成 19 年 4 月、平成 27 年 4 月改訂)を作成し、市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援することを目的に、土砂災害に対して特に留意すべき事項(情報の収集・伝達、避難勧告等の発令、避難場所の開設・運営、要配慮者への支援、二次災害防止、防災意識の向上)等の考え方をとりまとめています。

また、内閣府(防災担当)は平成 29 年 1 月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、市町村へ避難勧告等の基準例や、躊躇なく避難勧告等が発令するための市町村の体制構築等に関する事項を示しています。

群馬県では、これら「国交省ガイドライン」や「内閣府ガイドライン」を地域特性に則した形に編集した「群馬県版 土砂災害警戒避難ガイドライン」を改定しました。

2. 活用方法

「群馬県版 土砂災害警戒避難ガイドライン」(以下「群馬県版ガイドライン」という)は近年の土砂災害における警戒避難の課題を踏まえて、関連事項を整理したもので、市町村地域防災計画改定への活用や、地域防災計画とは別に、土砂災害対策に関する詳細かつ具体的な計画・マニュアルをとりまとめる際に活用し易い構成としています。

本ガイドラインの活用にあたっては、各市町村の地域特性を踏まえるとともに、住民のニーズを踏まえた地域防災計画等となるよう継続的に内容を見直しつつ、警戒避難体制の向上を図ることが重要です。

なお、本ガイドラインは大雨に起因する土石流やがけ崩れを中心に記載しており、地すべり・深層崩壊や震災・火山災害等の大規模災害への応用については留意が必要です。

土砂災害防止法第八条において、市町村が行う警戒避難体制の整備は以下のように規定されています。

(警戒避難体制の整備等)

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）

は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- 五 救助に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

3. 本ガイドラインの構成

「群馬県版ガイドライン」は、以下の3分冊で構成されています。

①【本編】、および②【資料編】を参考にしつつ、③(ひな形)を利用して各市町村の土砂災害警戒避難マニュアルの作成や見直しに活用して下さい。

「群馬県版ガイドライン」の全体構成

① 群馬県版 土砂災害警戒避難ガイドライン【本編】

市町村担当者が「土砂災害警戒避難体制マニュアル」を作成する際に活用されることを目的とした手引。



② 群馬県版 土砂災害警戒避難ガイドライン 【資料編】

同上の参考資料、書式例等。



③ [〇〇市町村] 土砂災害警戒避難マニュアル(ひな形)

市町村担当者が容易に引用出来る雛形。



目 次

第1章 土砂災害に関する基本事項	1
1.1 土砂災害の種類	1
1.2 土砂災害に関する情報の種類	3
1.2.1 気象に関する情報	3
1.2.2 避難に関する情報	6
1.2.3 土砂災害の前兆現象	9
第2章 平常時からの(土砂災害に対する)体制構築	10
2.1 土砂災害を警戒すべき箇所	10
2.2 避難を要する区域(避難単位)の設定	12
2.3 安全な避難場所・避難経路	14
2.3.1 安全な避難場所・避難経路の設定	14
2.3.2 避難場所・避難経路の定期的な安全確認	18
2.3.3 避難場所を保全する砂防施設整備	19
2.4 情報の収集・伝達	20
2.4.1 土砂災害に関する情報	20
2.4.2 情報の共有体制の整備	22
2.4.3 情報の伝達手段の整備	23
2.5 避難勧告等の発令基準の設定	25
2.5.1 避難勧告等の発令基準の設定	25
2.5.2 専門家等の助言体制	27
2.6 要配慮者への(平常時)支援	28
2.6.1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への避難支援	28
2.6.2 在宅の要配慮者への避難支援	30
2.6.3 要配慮者利用施設を保全する砂防施設整備	31
2.7 防災意識の向上	32
2.7.1 住民の土砂災害に対する防災意識の向上	32
2.7.2 防災訓練・防災教育	34
2.7.3 「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」のすすめ	35
第3章 注意体制時の対応	37
3.1 注意体制時の情報収集・伝達	37
3.2 土砂災害の前兆現象等の確認	38
第4章 警戒避難体制時の対応	39

4.1 避難勧告・避難指示等の発令	39
4.2 避難勧告等の伝達	41
4.3 要配慮者への避難支援	43
4.4 避難行動と二次災害防止	44
4.5 避難勧告等の解除	45
第5章 避難所の開設・運営【参考】	47
5.1 避難所の開設・運営	47
5.2 避難所が持つべき機能	48
5.3 要配慮者への配慮	50

第1章 土砂災害に関する基本事項

1.1 土砂災害の種類

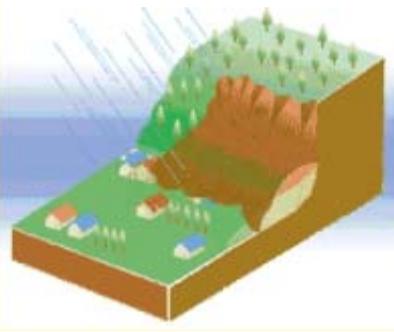
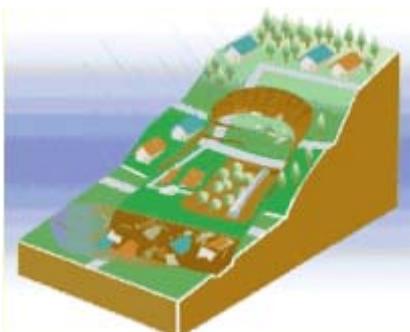
■ 土砂災害の種類および特徴や、土砂災害のおそれのある区域について理解し、想定される土砂災害の危険性を把握する。



【解説】

(1) 土砂災害の種類 [資料編：1.1.1.参照]

土砂災害には大雨や地震などを引き金に山やがけが崩れる「急傾斜地の崩壊」、水と混じった土石や木が川や谷から流出する「土石流」、広い範囲の土地が滑動する「地すべり」があり、私達の命や財産が脅かされる自然現象で、毎年各地で大きな被害をもたらしています。

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)	土石流	地すべり
		

出典：群馬県 HP

(2) 土砂災害の特徴と対応

土砂災害には、以下の特徴があります。

- 突発的に大きな破壊力を持って発生するため、人命に関わる災害である
- 発生場所や発生時刻、被害規模の正確な予測は難しい
- 地質、崩壊のしやすさ、地下水位等の条件は箇所毎に異なり、全ての把握は困難

このように、土砂災害は人命に関わる現象でありながら予測・想定に困難性があるため、砂防施設の整備のみならず、平常時から行政と住民が協働して警戒避難体制を構築して必要な場合には実際に避難することが重要です。そのためには、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」による情報共有を図り、地域の防災力を向上していく必要があります。

(3) 土砂災害のおそれのある区域(土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域)

[資料編:1.1.2~1.1.4.参照]

群馬県では土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、土砂災害のおそれのある区域に対して「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」及び「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」(以下「土砂災害警戒区域等」)を指定しています。これらの指定状況については、土砂災害警戒区域等を指定している市町村及び管轄する土木事務所に「公示図書」として備えてありますので、確認して下さい。また、群馬県ホームページ(以下「HP」)でも土砂災害警戒区域等の位置を確認する事も出来ます。

1.2 土砂災害に関する情報の種類

1.2.1 気象に関する情報

- 土砂災害発生危険性の判断や迅速な対応の目安となる気象情報を的確に収集するため、その種類・内容について把握しておく。
- 「土砂災害警戒情報」・「土砂災害に関するメッシュ情報」は避難勧告発令等の判断材料となる重要な情報であることを認識しておく。



【解説】

土砂災害のほとんどは降雨を誘因として発生します。雨量情報から土砂災害発生危険性を判断するほか、危険性が高まった場合に迅速に対応できる人員等の体制を整えるためにも気象・雨量情報の収集が必要です。

また、普段から気象情報、雨量情報、危険箇所の情報を確認することを習慣づけることが速やかな防災体制の整備につながるため、情報の入手先や確認方法を表に整理しましょう。

(1) 気象情報の種類 [資料編：1.2.1.参照]

- 大雨注意報（前橋地方気象台が発表）
- 大雨警報（土砂災害）（前橋地方気象台が発表）
- 大雨特別警報（土砂災害）（前橋地方気象台が発表）
- 記録的短時間大雨情報（前橋地方気象台が発表）
- 土砂災害警戒情報（群馬県・前橋地方気象台が共同で発表）
- 警報級の可能性（平成29年度出水期から気象庁HPで提供開始）（前橋地方気象台が発表）
- 危険度を色分けした時系列（平成29年度出水期から気象庁HPで提供開始）
（前橋地方気象台が発表）

(2) 気象情報の確認 [資料編：1.2.2.～1.2.3.参照]

気象情報は自ら積極的に収集しましょう。早めに情報を入手することが、速やかな防災体制の整備につながります。気象情報はテレビ・ラジオからも入手できますが、インターネットからより詳しい情報が得られるので入手先を確認しましょう。

(3) 土砂災害警戒情報とは [資料編：1.2.4. 参照]

土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となるよう、市町村単位で群馬県と前橋地方気象台が共同で発表する防災情報です。

群馬県では、土砂災害警戒情報を発表する際に、発表該当市町村防災担当部局へ電話連絡をし、確実な伝達を行っています。また群馬県砂防課のシステムに市町村職員のメールアドレスを登録することで、発表と同時に、登録メールアドレスに発表された旨のメールを受信することができます。この市町村職員を対象としたメール配信システムへのメールアドレスの登録については、毎年年度初めに各市町村防災担当部局あて照会していますので、多くの職員に登録していただくようお願いいたします。

(4) 「土砂災害に関するメッシュ情報」を確認 [資料編：1.2.5. ～1.2.12. 参照]

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時に市町村単位で発表されます。しかし降雨の状況により市町村内における危険度には地域差があることから、土砂災害警戒情報を補足する情報として、「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報HP(群馬県砂防課提供)」にて県内を5kmメッシュに分割し、メッシュごとに危険度をリアルタイムで判定し情報提供していますので、日頃からこまめに確認しましょう。なお、このHPで防災担当者は、1kmメッシュごとの危険度も確認する事が出来ます。

(5) 雨量・水位情報の確認 [資料編：1.2.2.、1.2.13. 参照]

雨量情報は気象情報の発表につながる重要な情報です。市町村周辺の雨量観測所の位置および名称を確認しましょう。また、市町村が位置する流域内の水位観測所の位置および名称も確認しましょう。

■降雨時には、特に土砂災害の発生に注意しましょう

○土砂災害の多くは、水(降雨、地下水)が関係しています。

○次のような雨が降ったら、一般的に土砂災害の発生する危険性が高まると言われているので警戒が必要です。

・1時間に20mm以上の雨 ⇒車のワイパーを動かしても前が見えにくいほどの強い雨

・連続雨量で100mm以上の雨 ⇒弱い雨でも長時間降り続くと、土砂災害の危険性が高まります

■降水量に注意する習慣をつけましょう、また住民にも広く周知しましょう

[資料編 : 1.2.14. 参照]

○最近の雨の降り方は局所的で、雨量観測所の雨量と施設直近の雨量が相違する場合があります。

○山間部等で局地的に雨量が異なる地区には、市町村独自で雨量計(ペットボトルやカップ酒容器を利用した簡易雨量計等)を設置して雨量情報を収集し、災害発生の危険性を判断することが必要です。

○また、住民の防災意識の向上や、自主避難の参考とするため、簡易雨量計での雨量観測を広く住民に周知しましょう。

雨に注意し、警戒する習慣を身に付けましょう

■カップ酒のビン等を利用した簡易雨量計測

土砂災害の多くは、水(降雨等)に起因して発生するため、以下のような雨が降ったら、土砂災害が発生する危険性が高まるので要注意

■連続雨量で100mm以上の雨

雨が降り出してから、
10cmのビンから水があふれる

■1時間に20mm以上の雨

1時間で、2cmの水が溜まる
→車のワイパーを動かしても、
前が見えにくいほどの強い雨



カップ酒のビン以外にも、寸胴で、風で倒れないような重さのある入れ物であれば、誰でも簡単に雨量計測が可能

地域の雨量を測ることで、雨の量と地域内で起こる現象との関係(どの程度の雨が降ると、地域でどのような予兆現象が出るのか等)を知ることができる

一般的に、1時間に20mm以上・連続雨量で100mm以上の雨が降ると土砂災害の危険性が高まると言われています。
地域で降る雨に注意し、警戒する習慣を身につけましょう

出典：「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築運営の手引き」群馬県砂防課

1.2.2 避難に関する情報

- 市町村が発表する避難情報の種類、内容を把握する。
- 避難に関する情報の種類とその入手方法や活用方法を住民に十分周知しておく。



【解説】

(1) 避難行動(安全確保行動)の考え方

平成25年の災害対策基本法改正以後、避難勧告等の対象とする避難行動については、命を守るためにとり、次の全ての行動を避難行動としています。住民へは、ハザードマップ等を基に、避難勧告等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておくよう十分周知する必要があります。なお、親戚や友人の家等の自主的な避難場所へと立退き避難する場合には、それらの安全性を各災害のハザードマップ等であらかじめ確認しておくとともに、その場所までの移動時間を考慮して自ら避難行動開始のタイミングを考えておくよう十分周知する必要があります。

- ① 指定緊急避難場所への立退き避難
- ② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
- ③ 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

(2) 避難勧告等 [資料編：1.2.15. 参照]

市町村が発表する避難情報には、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」の3種類があります。いずれも各市町村が発表する情報ですが、発表する段階が異なり、また各情報が持つ意味も大きく異なります。それぞれの情報が持つ意味を理解し、住民へ十分周知しましょう。

避難勧告等は住民の避難開始のため、確実に住民に伝達する必要があります。防災行政無線や広報車のほか、電話、FAX、テレビ、ラジオ、また自治会・自治防災組織内の連絡網も利用して、確実に住民へ伝達します。

(3) 土砂災害に関する避難勧告等の意味

土砂災害は、洪水等の他の水災害と比較すると突発性が高く、精確な事前予測が困難であり、発生してからは逃げることは困難で木造住宅を流失・全壊させるほどの破壊力を有しているため、人的被害に結びつきやすい災害です。一方で、危険な区域から少しでも離れれば

人的被害の軽減が期待できる特徴もあります。

土砂災害はこのような特徴を有しているため、危険な区域の居住者等は立退き避難をできるだけ早く行うことが必要です。「避難準備・高齢者等避難開始」の発令時点において土砂災害警戒区域等の要配慮者は立退き避難を開始することとなりますが、その他の居住者等についても自発的に避難することが推奨されます。

なお、夜間や暴風、豪雨等により外出が危険な状況であったとしても、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった緊急的な避難行動によって、少しでも危険性の低い場所に身を置くことができるため、躊躇なく避難勧告等を発令することを基本とします。

既に周囲で洪水等や土砂災害が発生している等、遠くの指定緊急避難場所までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合は、「近隣の安全な場所」へ避難することが考えられます。「近隣の安全な場所」としては、土石流が流れてくると予想される区域や急傾斜地からできるだけ離れていること、できるだけ高い場所であること、堅牢な建物内の上層階であることが必要であり、具体的には、自宅の近隣にあるコンクリート造の建物等における上層階、山から離れた小高い場所等が候補となります。

このような、土砂災害に関する避難勧告等の意味を十分理解し、住民へ周知をすることが大切です。

(4) 指定緊急避難場所と指定避難所

避難行動をとる際の安全確保の観点から、災対法改正により避難場所と避難所を明確に区分することとし、あらかじめ市町村が「指定緊急避難場所」と「指定避難所」として指定することとされました。「指定緊急避難場所」については、洪水等、土砂災害等の災害種別に適した建物等が指定されることとなっています。

指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、

あらかじめ市町村が指定した施設・場所

指定避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設

(5) 避難場所の開設・住民避難状況

避難場所の開設状況については、住民に速やかに伝達することが重要です。住民の避難状況についても把握しておくことが重要です。

なお、指定緊急避難場所については、命を守るために緊急的に避難するための場所であ

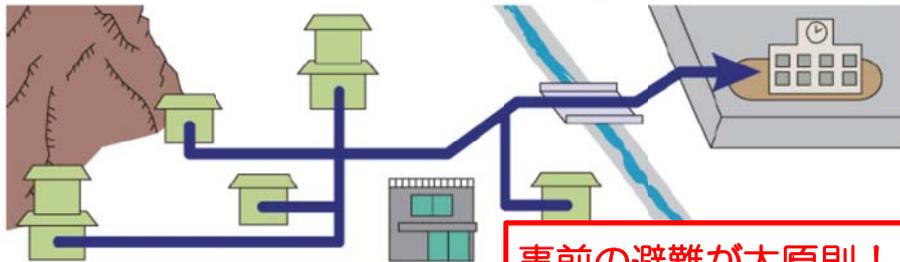
るため、緊急的に使用できる状況を確認するものとされており、行政職員の到着を待たずとも、自主防災組織をはじめとする住民等によって開錠等ができるようにしておく等、工夫することが重要です。

■ 事前避難（立ち退き）と緊急避難（近隣の安全な場所・屋内安全確保）

**事前避難
(立ち退き)**

安全に移動できる場合は、
少し遠くてもより安全な場所へ避難

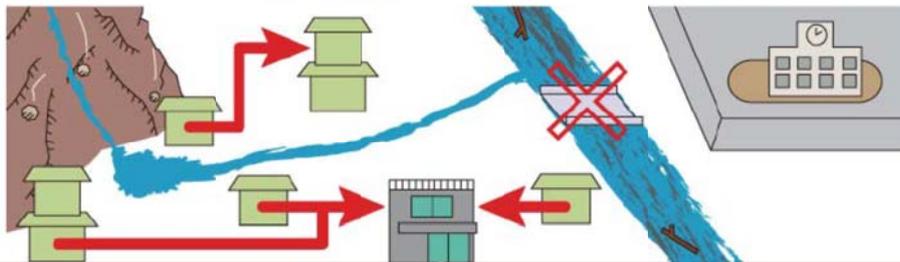
台風の襲来が予想されている場合など、安全に移動できる段階で避難が必要と判断した場合は、行政指定の避難所または、親戚、友人宅など、地域内に限らず、遠くてもより安全な場所へ早めに避難する事が大切です。



**緊急避難
(屋内待避・安全確保)**

移動に危険を伴う場合は、自宅を含めて、
がけや沢から少しでも離れた頑丈な建物の2階以上へ避難

突然の豪雨が発生するなど、安全な場所（指定避難所など）への避難が困難な場合は、自宅や近隣の頑丈な建物の2階以上に待避することも含め、周囲の状況に応じて近隣の比較的安全な場所へ避難することが必要です。



出典：「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築運営の手引き」群馬県砂防課

1.2.3 土砂災害の前兆現象

- 一般的な土砂災害の前兆現象の内容や確認方法を周知しておく。



【解説】

前兆現象は、がけ崩れ・土石流・地すべりなどの土砂災害の発生前に、斜面や溪流等で見られる兆候です。斜面から小石がパラパラ落ちる、湧水が濁る、溪流が急に濁る、雨が降っているのに水位が下がる、亀裂や段差が生じるなどの現象がみられるのは、斜面内部や溪流の上流で既に何らかの現象が起きているということです。これら前兆現象を確認した場合は、直ちに避難行動の開始が必要です。

市町村は住民、警察、消防団等からの通報により、当該地区や周辺地区の避難勧告発令の判断材料とするため、日頃から前兆現象と通報先を住民、警察、消防団等によく周知しておく必要があります。

なお、大雨時に斜面や溪流に近づくことは危険なので、現地確認には注意が必要です。

■前兆現象の確認方法 [資料編：1.2.16. 参照]

土砂災害を早めに予見するには、“いつもと違う状況”を察知することが重要です。危険箇所における普段の降雨後の状況（溪流の水量（水位）や濁り、斜面からの湧水の状況等）を知っておくことで、いざという時の“いつもと違う”という判断が可能になります。

大雨が予想される場合等は事前に点検するとともに、異常時の目安とするため、確認した内容について記録を残しましょう。特に、湧水の量、亀裂の大きさ等を計測しておく、異常の判断がし易くなります。また、カメラで状況を撮影しておくことも有効です。

※前兆現象が確認されなくても、土砂災害が発生する可能性はあります。そのため、普段から周りの様子に注意する習慣をつけましょう。

第2章 平常時からの(土砂災害に対する)体制構築

2.1 土砂災害を警戒すべき箇所

- 市町村は土砂災害警戒区域等を基に住民の避難が必要となる土砂災害の発生を警戒すべき箇所を特定する。
- 市町村は土砂災害警戒区域等を住民や関係機関等へ周知する。
- 土砂災害警戒区域等の周知にあたっては、避難場所・避難経路、要配慮者利用施設、土砂災害の特徴や前兆現象等を記載したハザードマップを作成し、住民の円滑な避難に役立てる。



【解説】 [資料編：2.1.1.～2.1.2参照]

①警戒すべき箇所の特定

市町村は土砂災害警戒区域等をもとに、住民の避難が必要な土砂災害の発生を警戒すべき箇所を特定し、一覧表等に整理します。

警戒すべき箇所は土砂災害警戒区域等を基本とします。

土砂災害は一般的に降雨が原因で発生することから、過去の土砂災害の記録からどの程度の降雨があれば土砂災害が発生するかを予測する必要があります。また、土砂災害防止施設や治山施設の整備状況により災害発生の危険性に違いがある事を考慮する必要があります。このため、過去に発生した土砂災害の種類とそのときの降雨状況、被災状況等および、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の土砂災害防止施設や治山施設の整備状況を事前に把握する必要があります。

②土砂災害警戒区域等の住民等への周知

市町村は、等県から提供される土砂災害警戒区域等をもとに地域防災計画に掲載するとともに、住民、要配慮者利用施設、関係機関等へ周知する必要があります。

周知にあたっては、土砂災害警戒区域等の市町村役場等での閲覧にとどまらず、住民各戸への配布や回覧、広報誌や市町村HPへの掲載等の取り組みを行い、十分な周知を図ることが重要です。

土砂災害警戒区域等に指定されている範囲は、群馬県HPにて確認できます。また、

③ハザードマップによる周知

市町村は、土砂災害のおそれのある箇所に係る情報を住民の円滑な避難に役立てるため、避難場所・避難経路、要配慮者関連施設、市町村役場・消防署・警察署等の防災関係機関及び緊急連絡先、土砂災害の特徴や前兆現象、避難に備えて住民が日頃から準備すべき事項等を記載したハザードマップを作成し、住民や関係機関等へ周知することが重要です。

土砂災害防止法においても、土砂災害警戒区域等並びにそれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法等を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、住民や関係機関等へ周知するよう規定されています。

更にハザードマップ等を活用して、住民懇談会等による自主避難ルールの作成や、地域独自の防災マップの作成を積極的に支援することが望まれます。

土砂災害防止法第八条において、市町村が行うハザードマップの整備は以下のように規定されています。

(警戒避難体制の整備等)

第八条

- 3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

また、土砂災害警戒区域等以外にも、土砂災害が発生するおそれのある箇所について、住民が把握している可能性も想定されるため、事前に聞き取り調査等を実施し、警戒すべき箇所として把握しておくことが望まれます。

④ハザードマップ作成のための県の支援 [資料編：2.4.5.参照]

群馬県では、市町村が行うハザードマップ作成の支援として、ハザードマップ作成に必要な土砂災害警戒区域等のGISデータ、公示図書データ等の提供と合わせ、避難場所・避難経路等の情報を付与した簡易なハザードマップを作成できる、「ハザードマップ作成支援ツール」を構築し、各市町村に配布していますのでご活用下さい。

2.2 避難を要する区域(避難単位)の設定

- 市町村は土砂災害警戒区域等を基本に立退き避難をすべき住民・箇所を特定する。
- 住民を安全かつ効率的に避難場所へ避難させるために、町内会、自治会、自主防災組織等、同一の避難行動をとるべき地区を避難単位として設定する。(避難勧告等の発令対象地区の設定)
- 設定した避難単位毎に在宅の要配慮者の有無を確認し、要配慮者が多数存在する場合は、必要に応じて避難支援体制を考慮した避難単位に見直す。



【解説】 [資料編：2.2.1参照]

①立退き避難すべき住民・箇所の特定

立退き避難すべき箇所は土砂災害警戒区域等を基本とします。また、河川などの浸水想定区域、他の土砂災害警戒区域、避難路等の被害による孤立が懸念される箇所のほか、自主防災組織や町内会、避難施設の状況等を勘案して同一の避難行動をとるべき地区単位(避難単位)を特定します。

②避難単位の考え方

避難勧告等の発令にあたり、その発令対象区域を絞り込むために、予め同一の避難行動(同一の避難場所へ、同一のタイミングで避難)をとるべき地区を避難単位に設定する必要があります。

町内会、自治会等をもとに設定する避難単位は、都市部、山間部等の地域特性に応じて規模や住民の数も異なるため、避難場所までの距離や避難場所の収容可能人数等にも配慮しながら設定する必要があります。また、消防団、自主防災組織等の意見も聞く等、十分な検討が必要です。

③在宅の要配慮者を考慮した避難単位

要配慮者は、避難に際して一般住民と同一の行動をとることが困難であり、移動時間も多くかかります。

このため、福祉部局と連携のうえ、避難単位内の在宅の要配慮者の有無を確認し、要配慮者の避難支援の観点から、避難単位の設定が適切であるか否かをチェックする必要

があります。

多数の要配慮者がいるために円滑な避難支援を行うことが困難と予想される場合には、必要に応じて避難単位を見直すことが重要です。

④「土砂災害に関するメッシュ情報」の活用 [資料編：1.2.10.～1.2.11 参照]

いざという時に迅速・的確に避難勧告等を発令するために、設定した避難単位に対応する「土砂災害に関するメッシュ情報」のメッシュ位置との対応をあらかじめ整理しておく、実際の発令の際の有効な資料となります。

2.3 安全な避難場所・避難経路

2.3.1 安全な避難場所・避難経路の設定

- 市町村は避難を要する区域について、予め想定される避難者数を把握しておく。
- 避難を要する区域について、住民が安全に時間的な余裕を持って避難できる避難経路および避難場所を定めておく。
- 安全な避難場所の確保が難しい場合には、民間施設、最寄りの堅牢な建物等を一時的な避難場所として協定を結ぶほか、他の公共施設等の活用などを検討する。



【解説】 [資料編：2.3.1～2.3.3、2.4.1.～2.4.6.参照]

市町村が避難勧告等を発令して避難誘導等を実施する場合、2.2で特定した避難を要する区域について、予め想定される避難者数や避難ルートや避難場所を定めておくことが必要です。

また、避難者数の想定によって、避難場所開設後に必要となる食料や生活物資等を調達する際にもその情報を活用できることから、災害時の迅速な対応に寄与することとなります。

①避難者数の調査

市町村は、避難を要する区域の避難者数等を表などにとりまとめます。

なお、昼間人口の把握が可能であれば調査を実施します。

避難者数の調査・検討にあたっては、市町村の人口統計等を利用し、避難を要する区域毎の人口及び世帯数を把握します。なお、避難者数の検討にあたっては、自然的・社会的人口の増減等を考慮して概数とすることも可能ですが、適時の見直しが必要です。

また、福祉部局と連携のうえ、避難単位内の在宅の要配慮者の人数を把握しておくことも重要です。

②安全な避難場所・避難経路の確保

住民が安心して避難することができる避難場所は、土砂災害等に対する安全性が確認され、避難場所として必要な機能を有した施設です。点検の結果、避難場所が安全でないと判断された場合には、民間との協定による民間施設や民間住宅等の一時避難場

所としての活用、他の公共施設等の活用、避難所の構造強化や新設等により、地域内に安全な避難場所を確保する必要があります。

なお、夜間や大雨の中での避難は危険な場合もあるため、不測の事態においては、自宅や隣接するRC構造建物の2階以上等、安全と思われる場所への避難を考えることが必要です。

③避難施設の検討

避難を要する事態が発生した場合に使用する可能性のある避難施設候補を検討し、予め指定しておきます。

■避難施設の条件：

避難施設は次の条件を満たす施設を抽出します。

(ア)市町村地域防災計画で指定している指定緊急避難場所等

⇒土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所外であること

⇒浸水想定区域外にある建物であること

⇒夜間照明および情報通信機器等を備えていることが望ましい

(イ)市町村地域防災計画の指定緊急避難場所等以外の施設

⇒地域防災計画で指定されていない公共施設(学校、会館、体育館、集会所等)

⇒民間の集会施設、体育施設、宿泊施設等

⇒この他、(ア)の条件を満たす施設

緊急避難について、降雨・夜間の避難はかえって危険な場合もあり得るため、その様な場合は近所の堅牢な建築物や自宅の2階、崖から離れた場所への避難も有り得ます。

■災害対策基本法では指定緊急避難場所の基準は以下と定義されています

指定緊急避難場所の基準【災対法令第20条の3関係】

災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第49条の4第1項の政令で定める基準については、以下のとおり定めるものとする。

- ・ 発災時に居住者等に開放される管理体制を有していることなどの管理上の基準
- ・ 洪水や崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない土地の区域(「安全区域」)内に立地するものであることなどの立地上の基準
- ・ 異常な現象等の安全区域外に立地する施設などについては、当該異常な現象等に対して安全な構造であることのほか、洪水や高潮、津波等に係る施設の場合は、その想定される水位よりも上に居住者等の受入用部分等があることなどの構造上の基準

④避難経路の検討

避難を要する区域から避難施設までの距離は可能な限り短く、原則として徒歩による避難が可能で、危険性が少ない避難ルートを調査して予め定めます。

避難経路に次の危険箇所など、避難時に被災するリスクがある場合は、避難施設または避難経路を再検討し安全な避難経路を確保します。

- (a) 山腹崩壊危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所
- (b) 過去の出水で通行止めになった道路
- (c) 過去の災害でがけ崩れ、地すべり等が発生した地点
- (d) 地下道や地下通路
- (e) 浸水想定対象河川にかかる橋梁
- (f) 内水氾濫区域
- (g) 側溝、マンホール等の蓋の浮上危険度が高い箇所

どうしても安全な避難経路の設定が難しい場合は、住民にも理解を求めつつ、少しでも避難時の被災リスクの低い避難経路の選定や、早い段階からの避難などについて、あらかじめ行政と住民が一緒になって検討しておくことが重要です。

⑤避難に要する時間の検討

要配慮者の避難行動も含め、避難行動における安全確保を図りながら住民の確実な避難を実施するためには、時間的な余裕をもって避難勧告等の情報を発令し確実に住民に伝達することが必要です。

市町村は、避難勧告等の発令体制、住民への伝達・広報体制等を勘案しながら、避難勧告等の決定から避難の完了までに要すると想定される時間を表などにとりまとめます。

2.3.2 避難場所・避難経路の定期的な安全確認

- 市町村、消防、警察、自主防災組織、住民等による避難場所・避難経路の合同点検を定期的実施し、土砂災害に対する避難場所の安全性を確認する。
- 立地条件等から土砂災害に対する安全性の確認が難しいと判断される避難場所については、土砂災害に関する専門家等による現地確認を行う等の対応が必要である。



【解説】

① 定期的な安全点検

土砂災害ハザードマップ等に基づき、避難場所の立地条件が土砂災害やその他の自然災害に対して安全か否かを確認する必要があります。実際に現地を確認し、避難場所周辺の土砂災害警戒区域等を把握した上で、避難時間や避難経路、避難場所の構造等の状況を踏まえて検討する必要があります。

また、行政だけでなく、消防、警察、自主防災組織、及びその避難場所へ避難する住民等と合同で定期的な安全点検を実施することが重要です。こうした活動により各機関職員や住民の防災意識を向上させるとともに、避難場所の位置及び避難経路を現地で確認することができるため、緊急時の住民の避難行動や消防団、警察、自主防災組織等による避難誘導等を円滑に行える効果が期待できます。

② 専門家等による現地確認

土砂災害に対する安全性の判断が難しい場合（土砂災害警戒区域等の中に避難場所を設定せざるを得ない場合など）には、土砂災害に関する専門家などと連携して現地確認を行います。

2.3.3 避難場所を保全する砂防施設整備

- 土砂災害に対して安全な避難場所が確保できない地域に対して、避難場所を保全する砂防施設を整備する。

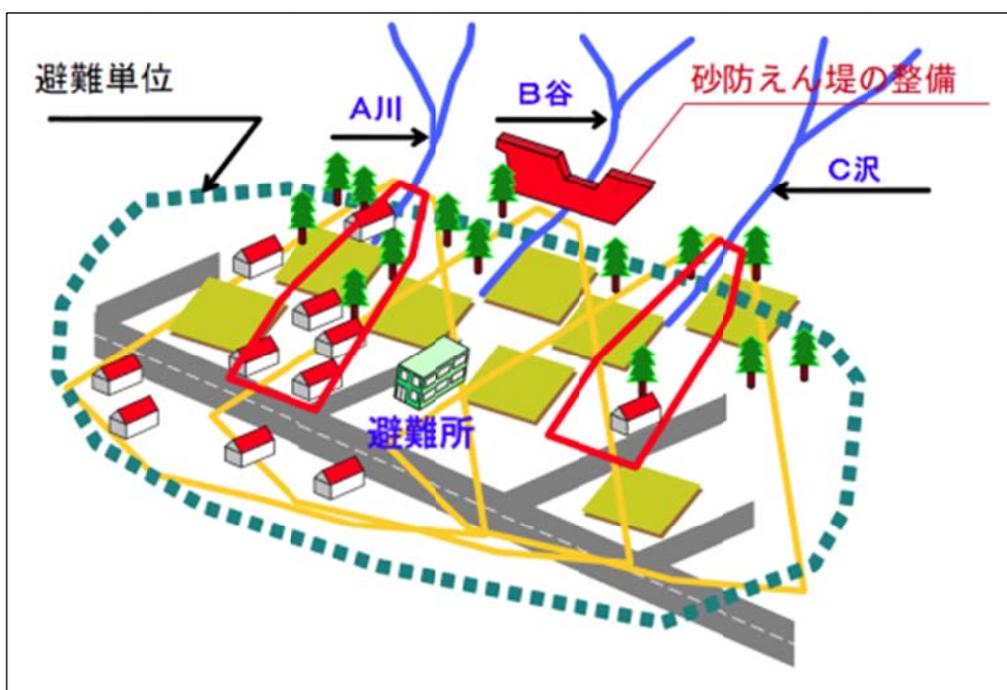


【解説】

土砂災害に対して安全な避難場所を確保することは避難場所の施設管理者の責務ですが、地域内に安全な避難場所を確保できない場合には、避難場所を保全する砂防施設の整備は重点的に取り組むべき課題です。

関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、砂防施設を整備することにより警戒避難体制と一体となり、地域全体の安全度の向上を図る必要があります。

■警戒避難体制と一体となった土砂災害対策(避難場所を守る砂防施設整備)



出典：「土砂災害警戒避難ガイドライン」国土交通省

2.4 情報の収集・伝達

2.4.1 土砂災害に関する情報

- 平常時から土砂災害警戒区域等や避難場所等の情報を住民に周知する。
- 気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、前兆現象や災害発生情報、避難勧告等、避難場所の開設状況等の土砂災害に関する情報を収集・伝達



【解説】 [資料編：2.5.1.参照]

① 平常時からの情報共有

行政は土砂災害警戒区域等や避難場所、また災害のおそれがある場合に伝達する情報等について、ハザードマップ等により、その内容や入手先を住民へ説明会などで事前に周知することが重要です。

住民が降雨時に自ら避難の判断をするため、行政からの情報だけではなく、自ら周囲の状況等の把握及び共有化に努めることを、事前に住民に周知しておくことが重要です。

② 土砂災害に関する情報の収集・伝達

行政は関係機関や住民から土砂災害の危険性を予測するための情報を収集・分析し、住民へ土砂災害発生の危険性を確実に伝達することが必要です。

このため、市町村は都道府県・気象台等から気象・雨量情報、土砂災害警戒情報等を収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生等の情報を収集し、これらの情報に基づき、住民へ土砂災害発生の危険性や避難勧告等、避難場所の開設状況等を伝達する必要があります。情報は危険性を段階的に住民へ伝達し、避難の準備などが時間的余裕をもって行えるようにする工夫が必要です。また、このためにも平常時から土砂災害警戒区域や砂防施設等について、巡視を行うことが重要です。

さらに、要配慮者利用施設に対しては、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、施設管理者等に土砂災害に関する情報を伝達するとともに、在宅の要配慮者に対する避難支援のため、福祉部局等にも情報を伝達する必要があります。

③ 災害発生情報等の収集・伝達

住民、県土木事務所、警察、消防団等から、近隣地域での土砂災害の発生、洪水、道

路冠水、道路通行止めなどの現地状況を広く収集し、避難勧告発令の判断材料とする必要があります。収集した情報は市町村内のみならず地域の住民・行政に広く伝達し、情報を共有することが重要です。

2.4.2 情報の共有体制の整備

- 情報の収集・伝達に係る市町村職員の人員体制を整備する。特に、広大な面積を有する市町村は支所、出張所等に通信機器、職員を配備し、情報共有体制を構築する。
- 地域住民と連携した情報共有体制を構築する。
- 職員間や消防団などとの情報共有体制を構築する。



【解説】 [資料編：2.5.2.参照]

①市町村職員の情報共有体制構築

土砂災害の情報を確実に収集・伝達し、警戒避難に活用するためには、通信機器の整備を行うとともに、情報の収集・伝達を行う人員の体制整備が必要です。このような体制整備を通じ、知識や経験等を共有する体制を構築する必要があります。特に、平野部と山間部などを含む広大な面積を有する市町村においては、各地区の情報を共有する体制を確保する必要があります。

緊急時には大量の情報が錯綜することが考えられるため、多くの有用な情報を漏れなく分析するには、情報を一括集約する窓口と土砂災害に関する専任の担当者を配置し、土砂災害警戒情報、前兆現象など避難勧告発令の判断に係る情報は速やかに市町村長まで報告することが重要です。

②地域住民と連携した情報の共有

情報がすべての住民に確実に伝達されるよう、町内会、自治会を基本単位とした情報の伝達体制を確立しておくことが重要です。

また、住民からの情報を確実に収集するためには地域住民との連携が不可欠であり、前兆現象などを平常時から周知しておく必要があります。

災害時には住民からの電話等が殺到するため、広報窓口等の設置が必要です。

インターネットの利用が多い地域ではHPの掲示板等を活用することにより、現地のような情報を不特定多数の住民から収集するとともに、行政の対応を住民に伝えることも有効です。

2.4.3 情報の伝達手段の整備

- 土砂災害に関する情報の確実な収集・伝達のため、防災行政無線や緊急速報メール等のPUSH型伝達手段を活用する。
- 情報の収集・伝達手段の多重化及び停電対策を図る。
- 市町村内の各地域の特徴に即した情報の収集・伝達手段を構築する。



【解説】 [資料編：2.5.3.～2.5.6参照]

①情報の収集・伝達手段

土砂災害に関する情報を住民等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等の予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが重要です。

そのために、防災行政無線や緊急速報メール等、情報の受け手側に、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段である PUSH 型の伝達手段を活用することが有効です。

全市町村の約75%においては市町村から住民へ情報を一斉に伝達する同報系の防災行政無線が整備されています。現地の職員との通信が可能な移動系の防災無線などを含め、防災行政無線を活用し土砂災害の危険がある住民に確実に情報の伝達が行えるようにする必要があります。その際、サイレンや半鐘など降雨時でも聞き取りやすい手段の活用や、人的ネットワークによる伝達、緊急速報メールの活用等、幅広く検討することが必要です。

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH 型に加え、HPのほか、ツイッター等の SNS や地上デジタル放送、CATVなどの通信手段を活用して情報を伝達することも重要です。

②情報収集・伝達手段の多重化及び停電対策

豪雨時には災害の発生により、ライフラインに著しい影響を与えることがあります。過去の事例においても土砂災害の発生により、広域にわたって停電と固定電話の不通が発生しています。また、広域の停電では携帯電話の中継局が作動しなくなるため携帯電話も使えなくなり、一般的な通信手段が使えなくなることがあります。

したがって、情報の確実な収集・伝達のためには、衛星系の通信システム(衛星携帯

電話)等を活用した通信手段の多重化を図る必要があります。

また、停電が発生すると多くの通信機器は使用できなくなるため、自家発電装置を庁舎、避難場所等に設置し停電時にも通信手段が機能するよう図ることが必要です。

③地域の特徴に即した情報の収集・伝達手段の構築

確実な情報の収集・伝達にあたっては伝達量、速度、正確性、範囲、信頼性などを考慮し、市町村内の各地域の特徴に併せて適切な手段を整備することが必要です。

防災行政無線の屋外スピーカーは著しい大雨時に聞こえにくいなどの問題もあります。防災無線の戸別受信機、FAX、携帯電話による配信等を活用し土砂災害発生の危険性を確実に伝達できるような検討も必要です。

また、インターネットの人口普及率は約83%(平成28年版情報通信白書)であることから、特に平常時において、土砂災害に関する様々な情報を伝達する手段としてHPが有効です。

市町村のHPにおいては、土砂災害警戒区域、避難場所、前兆現象、災害発生情報、避難場所の開設状況、避難勧告等、警戒避難のための留意事項などの情報を掲載する必要があります。都道府県などから入手した雨量情報、土砂災害警戒情報などは市町村内の住民によりわかりやすい形で掲載することも重要です。

さらに、HPに防災情報を掲載していることについては広報誌などを通じて積極的にPRを実施することが必要です。

2.5 避難勧告等の発令基準の設定

2.5.1 避難勧告等の発令基準の設定

- 土砂災害警戒情報や前兆現象等を用いた客観的な発令基準を設定し、市町村地域防災計画に掲載するとともに、住民に周知する。



【解説】 [資料編：2.6参照]

①避難勧告等の発令基準の設定に際して参考となる情報

市町村長が的確に躊躇なく避難勧告等を発令するためには、あらかじめ具体的でわかりやすい基準を設定することが重要です。

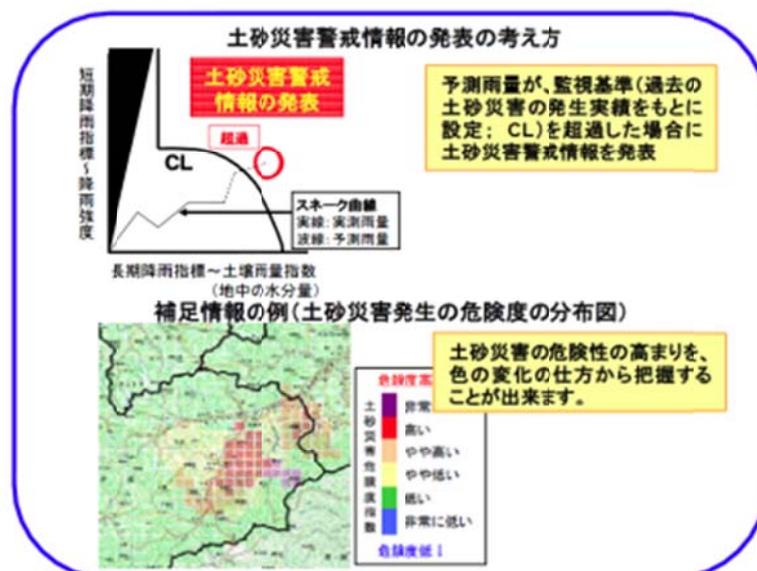
設定した基準については、土砂災害ハザードマップや広報誌等への記載、避難場所となる集会所等への掲示等により、住民に周知することが重要です。

a) 土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報を活用する

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の対応を適時適切に行えるよう支援するために、県と気象台が共同で発表するものです。

また、土砂災害警戒情報の発表と併せて、群馬県ではよりきめ細かな時間的切迫性の分かる補足情報として、群馬県HPにて「群馬県土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報」(土砂災害に関するメッシュ情報)の提供を行っています。

これら土砂災害警戒情報の発表等を避難勧告等の発令基準として設定することが考えられます。



b) 前橋地方気象台が発表する防災気象情報を活用する

土砂災害警戒情報や土砂災害に関するメッシュ情報の他、前橋地方気象台が発表する下記防災気象情報についても、発令基準として設定するための情報として考えられます。

- ①大雨注意報
- ②大雨警報(土砂災害)
- ③記録的短時間大雨情報
- ④大雨特別警報(土砂災害)
- ⑤警報級の可能性(平成 29 年度出水期から提供開始)

なお、これらの防災気象情報のうち、①②については市町村単位で発表される情報、③は記録的な大雨を観測したことを知らせる情報、④は広範囲に発表される情報であることに留意する。これらの防災気象情報の意味等を十分理解した上で発表基準等の設定の参考としてください。

c) 雨量計で観測された降雨量を活用する

県等が設置している雨量計により観測された時間雨量や連続雨量等を、発令基準として設定することが考えられます。

d) 前兆現象や周辺の災害情報を活用する

現地で確認された前兆現象や周辺地域における災害発生情報をもとに発令することが考えられます。

②避難勧告等の発令基準の設定

市町村は、土砂災害における避難勧告等の判断基準について、①を参考に定めるものとします。基準の設定に当たっては、住民、特に要配慮者の避難に関する時間について十分に考慮するとともに、実際の発令に当たっては発令基準を基に砂防関連機関や気象台からの情報を確認し、向こう短時間の気象予測や土砂災害危険箇所等の巡視報告等も踏まえて総合的に判断することが重要です。

また、実際に避難勧告等を発令する際には、大雨時の避難そのものに危険が伴うことを考慮し、台風等による大雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、臨機応変な対応が求められます。

2.5.2 専門家等の助言体制

- 避難勧告等を的確に発令できるよう、土砂災害に関する専門知識を有する専門家等の助言を活用する。



【解説】

避難勧告等を発令するにあたっては、必要に応じて土砂災害に関する専門家等から意見を聞き、助言を受けることも有効です。

2.6 要配慮者への(平常時)支援

2.6.1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への避難支援

- 要配慮者利用施設に対して、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、施設管理者が警戒避難体制を確立することを支援する。
- 要配慮者利用施設の管理者、施設の防災責任者等に対して説明会等を実施する。



【解説】 [資料編：2.7.1参照]

① 要配慮者利用施設への避難支援

市町村は、雨量情報、避難場所・避難経路、土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等を当該施設に提供するため、情報の伝達方法を定めるとともに、避難時には施設の要配慮者が早めに避難できるよう病院施設等との連携を予め図っておくなどして、要配慮者関連施設の警戒避難体制を支援することが重要です。

② 要配慮者利用施設の管理者等への支援

市町村は、防災部局、福祉部局等が必要に応じて調整・連携し要配慮者利用施設の管理者に対して説明会等を開催することにより、土砂災害に関する知識の向上や防災意識の高揚を図ったり、施設管理者等が、土砂災害に対する警戒避難体制(避難計画)を構築する際に助言等を行うことが重要です。

土砂災害防止法第八条において、市町村が行う警戒避難体制の整備は以下のように規定されています。

(赤字が要配慮者利用施設に関する事項)

(警戒避難体制の整備等)

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該配慮者利用施設の名称及び所在地**
- 五 救助に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

2.6.2 在宅の要配慮者への避難支援

- 防災関係部局と福祉関係部局が連携し、在宅の要配慮者に対する避難支援体制を確立する。また、自力での避難が困難な在宅の要配慮者が、避難時に支援を要する旨を自発的に前もって避難支援者や市町村に伝える意識を持つよう、土砂災害に対する意識の向上を図る。
- 在宅の要配慮者の情報について、個人情報保護に十分留意しつつ、福祉部局との連携により情報共有を図る。
- 要配慮者に対する避難勧告等について、消防団、自主防災組織、福祉関係者等を通じて、要配慮者や避難支援者に確実に伝達する。
- 介護福祉士や民生委員等を対象として、在宅の要配慮者の避難支援に関する説明会等を実施する。



【解説】 [資料編P41 : 2.7.2参照]

①在宅の要配慮者への避難支援

平成 16～18 年における土砂災害の死者・行方不明者の 63%が高齢者等の要配慮者です。

このため、防災関係部局と福祉関係部局が連携して、自力での避難が困難な在宅の要配慮者に対する避難支援の体制を整備する必要があります。

緊急時の避難場所・避難経路等を、家族や自主防災組織等の避難支援者に周知するとともに、土砂災害に関する情報(避難準備情報、避難勧告等)を確実に伝達し、避難に際しては、緊急車両などによる移動手段の確保を図る等、在宅の要配慮者を安全かつ迅速に避難場所へ避難させることが必要です。

また、自主防災組織や地区の民生委員、隣近所の住民による声かけ等も重要です。

②在宅の要配慮者情報の共有

在宅の要配慮者情報について、個人情報保護に十分留意しつつ、福祉部局と防災部局が連携し情報の共有を図る必要があります。防災部局は、避難時に支援が必要な在宅の要配慮者リストを作成し、自主防災組織のリーダー等に情報提供することで、緊急時の避難支援を円滑に行うことができます。

③要配慮者等に対する避難勧告の発令及び伝達

安全な状況下で要配慮者が避難できるようにするため、避難が夜間になると予想される場合には日没前に避難を完了できるように要配慮者等に対して避難勧告を発令する等の措置が重要となります。市町村は、消防団、自主防災組織、福祉関係者等を通じて、要配慮者等に避難勧告を確実に伝達する必要があります。また、要配慮者関連施設に対しても、要配慮者等に対して避難勧告が発令されていることを伝達することが必要です。

④介護福祉士、民生委員等への説明会

日頃から在宅の要配慮者に接している介護福祉士や民生委員等に対し、避難勧告等が発令された場合の要配慮者に対する避難支援及び土砂災害に関する説明会を実施し、知識の向上や防災意識の高揚を図ることが重要です。

2.6.3 要配慮者利用施設を保全する砂防施設整備

- 要配慮者利用施設の土砂災害に対する安全性を確認したうえで、土砂災害に対して危険な箇所に立地する施設を保全する砂防施設を整備する。また、避難場所の管理者が自ら対策施設を整備することによる避難場所の安全性確保も考慮する。



【解説】

土砂災害に対して、要配慮者利用施設の安全性を確保することは施設管理者の責務です。要配慮者利用施設が土砂災害に対して危険な箇所に立地している場合には、関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、要配慮者利用施設を保全する砂防施設整備に取り組むなど、警戒避難体制と一体となった取り組みを進める必要があります。

2.7 防災意識の向上

2.7.1 住民の土砂災害に対する防災意識の向上

- 土砂災害防止月間をはじめ、日頃から県や関係機関と連携し広報活動を進めるとともに、防災意識の向上を図る。
- 土砂災害に関する説明会や防災訓練等の機会を通じ、住民との対話を積極的に行う。
- 住民が、いざというときの防災のため、日頃より自治会や町内会等の活動において土砂災害に対する対策を話し合うことなどを通じて、コミュニティとしてのつながりを深める。



【解説】 [資料編：2.8.1参照]

住民は、土砂災害の危険性が高まった場合には、避難勧告等に従って避難することはもちろんのこと、行政の情報を待たずに前兆現象等の把握等により自ら避難することも重要です。

このため、平常時より土砂災害に対する認識を深めることや、「自らの地域は自らで守る。」という意識をもつことが重要です。

また、土砂災害について共通認識に立って、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」により情報共有を図り、地域の防災力を向上していく必要があります。

① 広報活動等の推進

土砂災害防止月間(6/1～6/30)等における取り組みとして、県や関係機関との連携のもと、講習会、見学会等の実施や土砂災害危険箇所及び避難場所・避難経路等の合同点検などの実施により、土砂災害に対する住民の防災意識を高めることができます。

県や国が土砂災害に関する出前講座を用意しているので、それらの活用が有効です。

また、HPは住民が常時閲覧できる情報提供手段です。市町村の防災関連ページを有効に活用することで、土砂災害に関する基礎知識や避難所等の周知を効果的に実施することができます。また、市町村広報誌の紙面を活用した広報も有効です。

② 行政と住民の対話

土砂災害に関する説明会や防災訓練等の機会等において、一方的に行政が住民へ

情報を提供するのではなく、行政と住民が双方で積極的に対話を行い、土砂災害について共通認識を持つことが重要です。

この認識の上で、行政と住民がそれぞれの役割分担に基づき、警戒避難体制を構築することが重要です。

③ 自主防災組織づくりの推進

町内会や自治会等の活動を通じて、日頃から住民同士の交流を活発にし、災害時に機能する組織づくりを行うことが、土砂災害に対する備えとして極めて重要となります。

市町村は、自主防災組織が災害時に有効な活動ができるよう、組織づくりからその運営、活動全般にわたって支援する必要があります。

④ 防災リーダーの育成

自主防災組織の活動をより強化し、継続させるためには、その地区(自主防災組織)の担い手となる人づくり(防災リーダーの育成)を継続的に行うことが重要です。地区の防災リーダーには、自助、共助の役割の中心となって自主防災組織を牽引することが期待されます。専門家を講師とした講習会等によって防災リーダーの育成を図るほか、「防災エキスパート」や「防災士」等の制度を活用することが効果的です。

2.7.2 防災訓練・防災教育

- 定期的に防災訓練を行うとともに住民主体の防災訓練等を支援し、防災意識の向上を図って警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。
- 小中学生を対象とした防災教育を積極的に推進する。
- 防災担当者等は自らの防災知識を高めるために、防災に係る研修・講習会等へ積極的に参加する。



【解説】 [資料編:2.8.2. ~2.8.3. 参照]

① 目的意識をはっきりした防災訓練の実施

防災訓練の実施にあたっては、地域の被災経験や他市町村の災害実態等を踏まえ、警戒避難に係る方法や体制の点検をするための訓練メニューを組み込むとともに、訓練を通じて明らかになった課題等について早急に対策を施すことが重要です。こうした訓練は毎年出水期前に実施するとともに、継続した取り組みとすることが重要です。

訓練の内容は、要配慮者を含む住民参加を基本とし、自主防災組織、消防団、警察、自衛隊、都道府県、国、その他関係機関等と連携するとともに、夜間・休日の実施等、実効性のある訓練とする必要があります。また、訓練実施項目については、土砂災害に関する情報の伝達、避難勧告の発令、避難場所の開設、住民の避難、要配慮者への避難支援等、実際の土砂災害発生を想定した内容とすることが重要です。

② 児童・生徒への防災教育

次世代の地域防災の担い手となる児童・生徒を対象に、早い段階から防災教育を実施する必要があります。小中学校や教育委員会と協力し、総合学習の一環として防災訓練を実施したり、教育プログラムに「防災」を組み込むなど、自助・共助の心を育む取り組みも必要です。

③ 防災担当者等への防災研修

避難勧告等の発令を的確な判断のもとで行うために、市町村防災担当者、消防団員等は研修や講習会等に参加して防災意識・防災知識を高めることが必要です。また、市町村長が自ら防災意識を高めることが重要です。

さらに、住民と行政が連携して警戒避難体制を整備するには、市町村の防災担当者が住民と直接対話することが大切であり、コミュニケーション技術の習得も重要です。

2.7.3 「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」のすすめ

- 土砂災害警戒区域等や市町村が指定した避難場所等の情報を住民に周知するとともに、住民主体の土砂災害警戒避難体制構築を積極的に支援することで、住民の防災意識の向上を図る。



【解説】 [資料編：2.8.4. 参照]

①「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」のすすめ

土砂災害からの犠牲者ゼロを達成するためには、行政からの情報に従って避難を行うだけでなく、地域の異変に住民自らが気付いて自主避難を行う住民主体の土砂災害警戒避難体制を構築し、命を守るための避難体制を強化することが求められます。

行政ではなく、住民自らが地域の異変に気付いて自主避難を行う仕組みを導入するには、以下のような理由があります。

・地域の異変に最も気付きやすいのは、その地に住んでいる住民自身

一般的に住民は災害発生危険時には、行政から何らかの情報が出てくるものと考えています。しかし、土砂災害は集中豪雨などによってもたらされる局所性の高い災害であり、こうした小さな範囲の異変を行政が逐一把握することは困難です。一方で、こうした異変に最も気付きやすいのは、その地域に住まわれている住民自身なのです。土砂災害の危険がある地域住民自らが、こうした異変にいち早く気付き避難に活かすことで、命を守ることができるのです。

・地域の危険箇所・要注意箇所を知っているのは住民自身

土砂災害発生前には、その発生を知らせる前兆現象(予兆現象)が多く見られます。予兆現象は一般的にその発生が確認されているものから、ある地域や場所で発生する特有のものまで様々です。そして、その地で発生しやすい予兆現象など、地域の危険箇所・要注意箇所をよく知っているのは、その地域に長く住まわれている住民自身なのです。このように、地域に住まわれているからこそ身に付いた知見を「地域の知恵」として共有することで、命を守る避難を行うことができるのです。

・自ら取り決めた避難ルールで避難行動を促進

風水害を中心とした住民避難に関するこれまでの調査・研究によると、避難勧告等が発令されても避難をしない住民の実態が明らかになっています。いざという時には行政からの

情報を期待している住民も、その情報を基に全ての人が避難行動に移る訳ではないのです。一方で、自ら取り決めたルールや、ご近所からの避難勧誘には応じる人が多いことも分かっています。自分たちで取り決めた地域のルールとしての自主避難基準が、住民の避難行動を促す要因にもなるのです。

土砂災害からの犠牲者ゼロを達成するためには、行政からの情報を活用した避難体制も重要ですし、住民が主体となった避難体制も重要です。このように土砂災害の特徴を知り、それを避難のきっかけとして避難体制を多重化することで、命を守るための避難体制を強化していくことができます。

なお、住民主体の土砂災害警戒避難体制は、土砂災害発生危険時など、その必要性が迫られる状況において俄仕立てで出来上がるものではありません。そのため、土砂災害の発生していない平時にこそ、その整備を進めていく必要があります。またその際には、住民との議論を通して地域の危険箇所等の把握や自主避難基準等を決めていく必要があり、住民懇談会を開催して、土砂災害警戒避難体制の取りまとめを行っていくことが有効です。



住民懇談会のイメージ



地域独自の自主避難計画のイメージ

②住民主体の土砂災害警戒避難体制構築のための県の支援

群馬県では、これまで、土砂災害警戒区域等を抱える全 27 市町村で、モデル地区を選定し「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」の取組を行ってきました。

モデル地区での取組を市町村職員が主体となり他地区へ波及するための支援として、取組の進め方のノウハウをまとめた、「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築運営の手引き」を平成 28 年 3 月に作成し、土砂災害警戒区域等を抱える全 27 市町村に配布・説明していますので是非ご活用下さい。

また、群馬県では波及のためのさまざまな支援策を検討・実施していきますので、是非ご活用下さい。

第3章 注意体制時の対応

3.1 注意体制時の情報収集・伝達

- 土砂災害の危険性の高まりに対して迅速に対応するために、収集する気象情報、避難情報、その他の情報の入手先をとりまとめ、マニュアルに記載する。また、入手した情報の伝達等について検討し、記載する。



【解説】 [資料編：3.1.1.参照]

注意体制は、防災体制の第一段階です。その後の気象状況や避難情報によっては第二段階である警戒体制を配備する必要があります。

このため、注意体制時における情報収集は、次の段階である警戒体制へ移行する必要性を判断するために重要となります。

事前に設定した警戒体制の配備の目安になる情報を確実に入手するため、注意体制時の行動を明確に記載しましょう。

● 情報の入手及び伝達

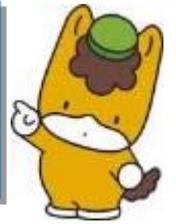
必要な情報を漏れなく収集するために、情報収集すべき項目について整理し、情報の入手先や担当者、インターネットの URL などを具体的に記載しておきましょう。

また、警戒体制への移行の目安となる情報を入手した場合は、速やかに総括責任者へ報告することとし、避難情報が発表された場合や被害が及ぶおそれのある災害情報を確認した場合についても、直ちに総括責任者に報告することについて記載しましょう。

なお、土砂災害情報や、記録的短時間大雨情報等の入手先も整理しておきましょう。

3.2 土砂災害の前兆現象等の確認

- 土砂災害の危険性の高まりに対して迅速に対応するために、危険箇所における前兆現象のチェックリストをとりまとめ、マニュアルに記載する。



【解説】

- 土砂災害の前兆現象等の確認

[資料編：3.2.1. 参照]

前兆現象を確認するチェックリストを作成しておきましょう。

チェックリストに基づき、被害の及ぶおそれがある土砂災害の前兆現象が見受けられた場合は、総括責任者に連絡するとともに、消防署、市町村担当課等へ通報することについて記載しましょう。

第4章 警戒避難体制時の対応

4.1 避難勧告・避難指示等の発令

- 台風や集中豪雨等により、土砂災害発生危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報及び土砂災害発生切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象等をもとに、土砂災害が発生するおそれのある箇所（降雨等により土砂災害発生危険性が高まった箇所）を特定し、その箇所に係る避難単位（「2.2 避難を要する区域の設定」参照）に対して、的確に避難勧告等を発令する。



【解説】 [資料編：4.1.参照]

①迅速かつ的確な避難勧告の発令

土砂災害発生危険度が地域防災計画に定めた避難勧告等の発令基準に達した場合には、下記について必要な措置をとり、速やかに避難勧告等を発令します。

なお、孤立化が懸念される地域や避難場所までの距離が遠い地域に対する避難勧告等は、早めに発令する等の対応が必要となります。

- ◆土砂災害が発生するおそれのある箇所の特定
- ◆その箇所に位置する避難単位の確認
- ◆自主防災組織、消防団、警察等との避難誘導・支援等に係る連絡調整
- ◆避難勧告発令のタイミング（地域防災計画の発令基準を基本とする）
- ◆避難場所の開設、避難経路の安全性 等

②避難勧告等の伝達内容 [資料編：4.1.4.参照]

避難勧告等の伝達を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ伝達すべき事項のほか、地域特性等に応じ必要な情報を加え、かつ、住民が短時間に内容を認識できる情報量も考慮しながら、伝達例文やひな形を作成しておきます。

※災害対策基本法の一部改正による「警戒避難体制」の修正点

● 屋内での退避等の安全確保措置について

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、従来の避難場所への避難だけではなく、家屋内にとどまって安全を確保することも「避難行動」の 1 つとして含まれることになります。

平地を流れる小河川の洪水氾濫等、水深の浅い浸水といった事象に対しては、住民は洪水ハザードマップをもとに、立ち退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等の屋内安全確保で命の危険を脅かされる可能性がない場所なのかをあらかじめ確認・認識しておき、避難勧告等が発令された場合に、迷わず避難行動がとれるようにする必要があります。

避難勧告等は立ち退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内安全確保の区域を示して発令するのではなく、被災の可能性のある範囲全体を対象にする必要があります。

● 災害発生の危険性を分析・判断する際の助言

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、市町村長が避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができることとなりました。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益です。

また、これらの機関から能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、重要な判断材料となりうることに留意する必要があります。

助言を求めることのできる対象機関

【土砂災害関係】国土交通省砂防所管事務所、群馬県・土木事務所等

【気象、地震】前橋地方気象台

4.2 避難勧告等の伝達

- 避難勧告等の住民への伝達には、防災行政無線等の他、携帯電話、CATV、FM放送、テレビでのテロップ放送等を通じ、情報が確実に住民へ伝わるよう徹底する。また、自主防災組織や隣近所の住民同士による直接の声かけ、市町村長自らの呼びかけ等も併せて行うことにより、確実に伝達する。
- 避難勧告等発令後の避難状況を検証し、避難しない人の理由を分析するとともに、今後の対策を検討する。



【解説】 [資料編：4.2.1.～4.2.2.参照]

① 確実な避難勧告情報の伝達

避難勧告等の発令にあたっては、対象となる住民全てにその情報が確実に伝達されなければなりません。避難勧告等が発令される状況として、著しい大雨時や夜間も想定されるため、屋外スピーカーや広報車による情報伝達だけでは不十分な場合があります。

そのため、防災行政無線を基本としつつ、携帯電話、CATV、FM放送、テレビのテロップで放送してもらうよう要請すること等、情報伝達には万全を期する必要があります。

なお、各報道機関と避難勧告等が発令した場合の緊急放送に関する協定を事前に締結することなどにより、テレビ等を通じた情報の伝達を円滑に行うことができます。

② 共助による避難する意識の誘発

避難勧告等が発令しても避難する住民が少ないというケースが多くみられます。日頃からの防災意識の向上に関する取り組みが基本ですが、緊急時においては、住民を“避難する気にさせる働きかけ”が重要です。

普段から付き合いのある隣近所の住民同士や消防団からの声かけや、市町村長自らの呼びかけ等、住民の避難につながる呼びかけ、働きかけが重要です。

③ 避難勧告等の重要性の理解

住民の円滑な避難を促すために、土砂災害防止講習会や土砂災害に関する説明会等を活用し、避難勧告等の内容及び重要性を住民に周知する必要があります。

④避難状況の検証

避難勧告等発令後には、避難場所等において、避難勧告等発令に至った経緯(気象状況、土砂災害発生の有無等)を住民に説明し、次の避難行動への理解を深めることが重要です。

また、各避難場所の避難者リストをもとに、避難しなかった人について、その理由を分析し、今後の対策を検討することも重要です。この検討にあたっては、アンケート等を実施し、地区名、年齢、過去の災害経験、土砂災害に対する認識、避難勧告の受け止め方、等について整理することが有効です。

4.3 要配慮者への避難支援

- 土砂災害が発生するおそれのある箇所に係る避難単位に在宅の要配慮者がいる場合、その避難行動の困難性を考慮し、特に避難が夜間になりそうな場合において、日没前に避難を完了できるよう要配慮者等に避難勧告を発令する。また、要配慮者利用施設に対しては施設管理者に同様の情報を伝達する。



【解説】

- 在宅の要配慮者等への早めの避難勧告

近年の犠牲者の半数以上は要配慮者です。要配慮者の被災を防ぐためには、避難場所までの移動時間及び避難方法等を考慮し、避難を早期に完了させる必要があります。

また、安全な状況下で避難するために、避難が夜間になると予想される場合には、日没前に避難を完了できるよう要配慮者等に避難勧告を発令する等の措置が重要となります。早い段階であれば、市町村職員等の支援も可能になります。

4.4 避難行動と二次災害防止

- 災害発生後の防災活動にあたっては、二次災害等のおそれがあることから、監視員の配置やセンサー等を設置し、安全確保を徹底する。
- また、必要に応じて土砂災害に関する専門家の派遣を要請する。
- 現地状況の見廻り点検時等の防災活動時における被災も多いことから、土砂災害の特徴に留意することが必要である。



【解説】

災害発生後の防災活動において、消防団員等が土砂災害に巻き込まれ、犠牲となった事例があります。土砂災害は突発的に発生し、また、降雨のピーク時を過ぎて小康状態になっている時にも発生する可能性があります。

防災活動中の土砂災害による二次災害を防止するために、監視員の配置による災害発生有無の監視、前兆現象の有無の確認等を行うとともに、土砂災害を検知するためのセンサーの設置等による安全確認体制を確保する必要があります。

また、必要に応じて、土砂災害に関する専門家の派遣を要請するなどして適切な対応処置を行う必要があります。

4.5 避難勧告等の解除

- 大雨警報や土砂災害警戒情報の解除をひとつの目安として、気象状況及び現地状況を十分確認したうえで避難勧告等を解除する。
- 現地状況については、消防団等による巡視・点検を行い、当該危険箇所において土砂災害の前兆現象等がないことを確認するとともに、住民が避難場所から帰宅するための避難経路についても安全性を確認する。
- 土砂災害が発生した箇所については、現地で点検等を行い、二次災害のおそれなくなり、安全であることを確認する。この場合、土砂災害に関する専門家等の意見を参考にすることも有効である。



【解説】 [資料編：4.5.1参照]

①避難勧告等の解除にあたり留意すべき事項

土砂災害は、降雨が終わった後しばらくしてから発生するケースがあるため、避難勧告等の解除は慎重に判断する必要があります。

気象台等からの気象情報をもとに、今後まとまった降雨が見込まれないことや、土砂災害警戒情報の解除について確認することが必要です。また、現地の状況(崩壊や新たなクラック等の有無など)について巡視・点検を行い、土砂災害の前兆現象等がないことを確認する必要があります。

②現地の巡視・点検

現地の巡視・点検にあたっては、巡視者の安全確保に十分注意するとともに、夜間等の場合は翌朝に点検を行うなどの対応が必要です。

③土砂災害が発生した箇所の安全確認

土砂災害が発生した箇所については、その後の災害発生のおそれがないことを現地で確認する必要があります。また、避難住民が避難場所から帰宅する際の道路状況等についても安全性を点検・確認したうえで、避難勧告等の解除を行います。

また、再度災害防止のための施設が整備されるまでの間の降雨時における住民の安全確保を図るため、警戒避難基準雨量の見直しや、土砂災害を検知するためのセンサーの設置などの対策等を検討する必要があります。

④ 避難勧告等の空振り時の対応

避難勧告等を発令し、住民が避難場所へ避難したにもかかわらずけ崩れ等の災害に至らない(空振りする)ケースも考えられます。このため平常時から防災教育・学習や訓練を通じて避難勧告等の発令判断の精度には限界があることや、早期避難の必要性を認識してもらい、空振りのケースへの理解を得るとともに、さらなる防災意識の向上に努める必要があります。

土砂災害警戒情報の解除の前提となる基準の例

土砂災害警戒情報の解除は、以下の基準による事例が多い状況です

- 警戒情報を発表するための監視基準を下回った場合で、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合
- 大規模な土砂災害が発生した場合等には、上記の基準を下回っても、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行う

第5章 避難所の開設・運営【参考】

5.1 避難所の開設・運営

- 避難所の開設にあたり、避難所の安全点検を行う。
- 避難所の開設・運営にあたっては、可能な範囲で地区在住の市町村職員を割り当てる等の対応をとる。
- 運営について、住民や自主防災組織等と連携した体制を確保する。
- 避難所の開設状況について、住民に速やかに伝達する。



【解説】 [資料編：5.1.1. 参照]

土砂災害における避難勧告等に対する避難行動は、指定緊急避難場所への立退き避難や、指定緊急避難場所への移動がかえって危険な場合は、「近隣の安全な場所」への立退き避難や、その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動を言う。

この章における避難所は、下記にある「指定避難所」に関する事項であることに留意する。

指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所

指定避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設

① 自主防災組織等と連携した避難所の開設及び運営

避難所の開設にあたっては、避難所及びその周辺に異常がないか点検する必要があります。また、避難準備・高齢者等避難開始の段階で避難してくる住民もいることから、住民の避難開始のタイミングに遅れることのないよう、適切に避難所を開設する必要があります。

このため、可能な範囲で地区在住の市町村職員を最寄の避難所に割り当て、開設から運営までの対応をとることが求められます。また、自主防災組織や住民等による避難場所の開設・運営に係る支援方策についても検討し、住民と行政が連携した体制づくりを構築することが重要です。

② 避難所の開設状況の伝達

避難所を開設した場合、避難所の名称、避難に際し住民が持参すべき物、その他留意事項等を住民に速やかに伝達する必要があります。（「群馬県避難所運営ガイドライン」参照）

5.2 避難所が持つべき機能

- 避難所は、災害関係等の情報を得ることができ、避難生活の利便性が考慮された機能・設備を有することや、日頃より情報が集まる日常性のある施設であることが望ましい。



【解説】 [資料編：5.2.1. 参照]

①管理体制

管理者が常駐している施設や、平常時から定期的に設備等のメンテナンスが実施され、災害時に使用可能な状態が維持されている施設である必要があります。

②災害時の情報収集手段

避難所の安全性が確認された場合でも、周辺状況等の情報が全く入ってこない環境では住民が安心して避難生活を送ることができません。このため、避難してきた人々に対して、周辺の状況等に関する情報を提供するための情報収集手段を有する施設が望まれ、少なくともテレビは必要です。

また、避難所において、避難している住民に対しては、現在の気象情報、近隣の土砂災害発生情報、土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を住民に提供することが重要です。これらの情報の住民に提供すべき内容等については、事前に検討しておく必要があります。

③プライバシーの確保

避難生活は日常生活と異なり、さまざまな制約が生じるとともに、大勢の人の中で生活することを強られるため、住民は多大なストレスが生じることが予想されます。このため、住民のプライバシー確保が可能な、ゆとりのある収容能力をもつ施設を選ぶことにより、住民のストレスを緩和することが望まれます。

④コミュニティー機能

住民の生命を土砂災害から守るための避難所ですが、住民が避難を躊躇するような施設であっては、避難しない可能性が高くなってしまいます。

このため、住民が気軽に避難できるような、日常性のある(和室やテレビ等の設置)コミュニティー機能を有した施設であることが望まれます。

⑤非常用電源

土砂災害発生時には、停電により、電話等の情報伝達機器が使用不能となることもあり、住民が不安を覚えることが予想されます。

このため、避難所には、停電時等に情報収集伝達手段を維持するための非常用電源を整備するとともに、定期的なメンテナンスを実施し、常時使用可能な状態を維持する必要があります。

⑥食糧等の備蓄

孤立化するおそれのある地域では、災害時に外部からの援助が困難な場合でも、住民が安心して一定期間避難生活することができるように、避難所に食糧や毛布等を備蓄しておくことが重要です。

5.3 要配慮者への配慮

- 在宅の要配慮者等の早期避難に備えて、安全性が確認されている身近な公民館などの避難所確保と、早期開設・運営に係る体制づくりを行う。



【解説】

①在宅の要配慮者等への避難対応

要配慮者等は、早めの避難勧告等により指定避難所へ早期に避難することが望ましい。このため、在宅の要配慮者等に対する避難所は、高齢者等が日頃から集まる近隣の公民館等、気軽に利用ができ、コミュニティー機能を有した施設を選定することが大切です。こうした配慮により、要配慮者等の避難に対する抵抗感を和らげることが重要です。

また、最寄の病院・医師等と連携し、避難してきた要配慮者等の体調チェックや医療対策等も含めた受け入れ体制づくりや福祉避難場所の整備が必要となります。

②要配慮者への配慮

要配慮者は一般の住民と比べて、自由に移動ができなかったりするため、より大きなストレスが生じることも考えられます。従って、要配慮者用に個室を確保したり、病院との連携を図るなどして要配慮者へ配慮することが重要となります。

お問い合わせ先:

群馬県県土整備部 砂防課（砂防情報係）

【電話】 027-226-3633

【FAX】 027-243-1680

【メール】 sabouka@pref.gunma.lg.jp